

生活支援サービス契約書

事業者 生活協同組合コープみらい（以下「甲」という）と入居者（以下「乙」という）とは、賃貸借（高齢者向け住宅）の目的である建物「コープみらいサービス付き高齢者向け住宅コープみらいえ中野」における生活支援サービスの提供について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス料金は、重要事項説明書に定めたとおりとし、1ヶ月に満たない期間のサービス料金は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。
- 3 乙によるサービス料金の支払い時期・方法については、この契約書にある第6条の規定を準用します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払い）

- 1 第4条1の料金について、甲は翌月分を毎月15日までに乙に請求し、乙は、毎月25日までに甲へ口座引落し、または振込の方法で支払います。
- 2 第4条2の料金について、甲は当月分明細を付して翌月15日までに乙に請求し、乙は翌月25日までに甲へ口座引落し、または振込の方法で支払います。
- 3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払いを受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期間）

〔 2人入居用 〕

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わずコープみらいえ中野における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙また乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合は、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しき困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービススタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに従って対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙もしくは連帯保証人に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に関わる要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（重要事項の説明・確認）

契約の締結にあたり、甲は乙に対し、別に作成するサービス利用の重要事項説明書に基

〔 2人入居用 〕

づき説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

この契約に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し甲・乙記名押印の上、その一通を保有するものとします。

年 月 日

（甲）事業者 生活協同組合コープみらい

〈住所〉埼玉県さいたま市南区根岸 1 丁目 5 番 5 号

〈氏名〉代表理事 専務理事 河田 喜一 印

（乙）入居者

〈住所〉

〈氏名〉 印

同居人

〈住所〉

〈氏名〉 印

